

- (オ) いじめ防止対策委員会の委員や学年職員と連携した組織的な対応に努める。
(カ) 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処する。

いじめられた生徒とその保護者への支援

【いじめられた生徒への支援】

- 安全・安心を確保する。
- 心のケアを図る。
- 今後の対策について、共に考える。
- 生き甲斐を与える活動の場を設定し、認め、励ます。
- 温かい人間関係づくりを支援する。

【いじめられた生徒の保護者への支援】

- じっくりと話を聞く。
- 保護者の心配事を親身に受け止め、全力で解決を図る誠意を示す。
- 家族とのコミュニケーションを図り、本人の心の支えになるよう協力を求める。

いじめた生徒とその保護者への対応

【いじめた生徒への対応】

- いじめた事実を確認する。
- いじめの背景や意図を把握する。
- 今後、人との接し方や関わり方を考えさせる。
- 必要がある事案は、適切な懲戒を行う。

【いじめた生徒の保護者への対応】

- いじめられた生徒やその保護者の心情に配慮する。
- いじめた生徒の成長につながるよう教職員として努力する。そのためには保護者の協力が必要である旨を伝える。
- 家庭での様子について報告してもらうなど、必要に応じて連携を図る。

【保護者同士が対立する場合などへの対応】

- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不満・不信感等があれば丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- 管理職が率先して対応することが有効な手段となるケースもある。
- 町教育委員会や関係機関と連携した解決を目指す。

いじめが起きた集団への対応

- 今後、互いに「いじめはしない・させない・許さない」といった望ましい人間関係づくりに努める。
- 自己存在感・肯定感が味わえる集団づくりに努める。

オ 関係機関への報告

- 校長は町教育委員会への報告を速やかに行う。
- 生命や身体、財産への被害など、そのいじめが犯罪行為であると認められる場合には、警察等関係機関と連携して対応する。

カ いじめの解消に係る継続指導と経過観察

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめ防止対策委員会において「いじめが解消されている」と確認するには、以下の2つの要件を満たす必要がある。全ての教職員で、いじめが解消されるまで被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、いじめの再発防止に努める。

- ① いじめの行為が止んでいること
 - ・ 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止み、少なくとも3ヶ月以上経過していること。
 - ※ 被害の重大性等からさらに長期の期間を設定し、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視する。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないこと。
 - ※ 被害生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないか面談等により確認する。

(4) インターネット上のいじめへの対応

ア インターネット上のいじめとは

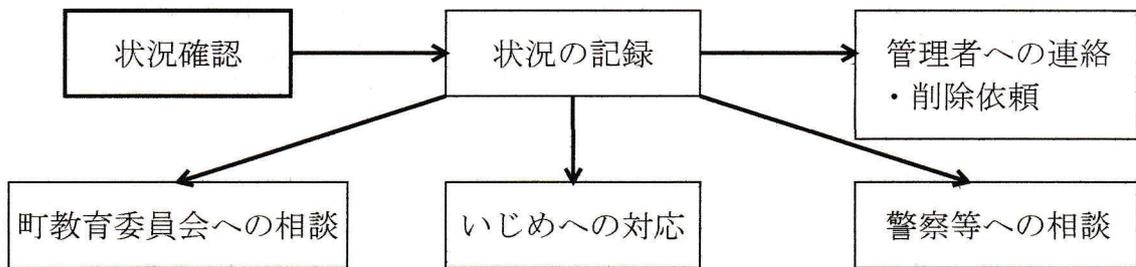
文字や画像を使い、特定の子どもの誹謗中傷を不特定多数のものや掲示板等に送信する、特定の子どもになりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の子どもの個人情報に掲載する等を言い、犯罪行為である。

イ ネットいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守り等について、保護者への啓発を図る。(家庭内ルールの作成など)
- 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図る。
- 生徒を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話(防犯)を実施する。
- インターネット利用に関する職員研修を実施します。

ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努める。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。



3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組む。